

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、文部科学省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し

提案団体

大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。

また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。

具体的な支障事例

研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大 60 時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。

園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。

また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の受講が行える。また都道府県における事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)、3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県

○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となってくる。

キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。

園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野15時間を想定した一連の研修構成からも問題があると感じる。

処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直さなければ、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担となってくる。

○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士にとってかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修時間の確保が困難であると考えられる。

○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。

○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないこと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化等の検討を求める。

また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自治体によって相違がでる等支障が生じているため全国統一の基準、標準様式等の提示を求める。

○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。

園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ実施主体の認定の申請がなされている。当県でも、内容の確認、認定を行うにあたり、他自治体と認定結果に差異がでないよう確認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化を要望する。

## 各府省からの第1次回答

(1) 研修要件の必須化年度の延期について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(平成27年3月31日日内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)において、「研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況を踏まえて必須化を目指す」としているところではあるが、必須化の開始については、対象職員の実際の研修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。

(2) レポートによる受講の代替等について

① 幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上

を目的とするものであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実施しており、研修修了の評価は研修受講の他レポートを提出させるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。このため、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、eラーニングで実施する場合の実施方法等を示し、研修方法の多様化を図っている。

(3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について

①幼稚園について

幼稚園における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明確にお示しているところである。また、幼稚園等における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について)」(令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)で既に統一様式をお示しているところである。

②保育所について

保育所等における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)において明確にお示しているところである。園内研修の確認に係る標準様式については、今年度中にお示しできるよう検討を行ってまいりたい。

(4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

①幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

②保育所について

保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考え。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) コロナにより昨年度末より軒並み開催自粛又は中止しており、計画的に受講している保育士が、研修機会がなく受講できない現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められたい。

(2) 「eラーニング等方法を示している」とあるが、オンライン研修を実施した場合、当該都道府県の研修を全国の保育士が受講可能となる一方で、不正防止策の実施や当該都道府県以外の保育士の研修修了状況の管理を要するなど、過度の負担が生じる。オンラインに適した制度構築を行っていただきたい。

(3) 施設毎に研修内容や講師、研修時間が異なり、特に保育所等の研修は、ガイドラインに沿っているか、個別の確認を要するため、都道府県にとっても申請園にとっても負担である。このため、標準的な様式に加え、園内研修として認められる講義内容や講師の要件の例示など、確認作業における判断基準を示されたい。また1分野15時間の研修時間について、ガイドラインでは研修内容毎の時間配分は示されておらず、園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についても考え方や基準を示していただきたい。

(4) オンライン研修が全国的に進めば、加算認定にあたり全国の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全国で簡便に情報共有できる仕組みの構築と共有の具体的方法を明示いただきたい。また全国の幼稚園や保育施設を対象に研修を実施している機関について、都道府県毎に指定等を行うことは効率性に乏しく、実施機関としても複数の都道府県に指定等申請を要し負担であるため、国においてキャリアアップ研修実施機関として指定及び都道府県への情報の共有等を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【徳島県】

新型コロナウイルスの影響により、保育士等キャリアアップ研修については、予定どおりの実施は困難であり、今後の見通しも立たない状況である。「研修要件必修化」の延期がわからない状況で、研修を実施していかなければならず、研修受講者と研修実施主体の双方に大きな負担となっている。特に、保育現場では感染防止対策

による負担が増えており、研修受講がさらなる負担となることから、「研修要件必修化」の延期については、今年度の受講状況の把握を待たず即決いただきたい。

【久留米市】

(4)①について、幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関から、自治体への実施主体の認定の申請がすでになされ始めているため、早急にご検討いただきたい。

【川越市】

(1)研修受講要件の必須化について

処遇改善加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数が「1人以上」に緩和されたが、そのほかの分配対象者についても研修受講要件を全て求めることになると、要件が厳格であるため利用しづらい制度になってしまうのではないかと考える。研修受講要件については、各施設、副主任保育士等「1人以上」の確保とするなど、当該要件を満たすべき職員について十分な配慮をいただきたい。

(2)園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の取り扱いについて

「研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者」とあるが、通常、研修等を行っていない幼稚園教諭等が行う園内研修の内容について、全国の地方自治体が各々の判断で研修内容として適切か否かを判断する為には、国が確認をした教材等の活用を前提とするなど、一定の内容を担保するための方策が必要と考える。

(3)他県または全国圏で行われている研修の取り扱いについて

全国の自治体が同様の組織からそれぞれで申請を受け付ける行為には必要性を感じられない。国がワンストップの窓口となり、情報を公開することで十分に対応できると考える。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度からとされている研修の必須化の延期について、早期に判断し明確化すべきではないか。また、1次ヒアリングにおいて、eラーニングの更なる活用等について周知していきたい旨の説明があったが、周知する内容や時期について示していただきたい。

○都道府県等、事業者、研修受講者の負担を軽減するため、園内研修の認定申請の際の標準様式を定めるとともに、認定される研修内容等の判断基準を示すべきではないか。あわせて、幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習の認定についても、同様の対応を行うべきではないか。また、研修修了者の情報や都道府県における研修実施機関の認定状況の情報について、都道府県間で円滑に共有するための仕組みを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

(1)研修要件の必須化年度の延期について

研修修了要件の必須化の開始時期については、令和2年度内に研修実施状況等について調査を行い、その結果を踏まえて検討の上、令和3年度早期に方針をお示しすることとしたいと考えている。

(2)レポートによる受講の代替等について

①幼稚園について

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示ししているところである。

なお、ここでお示した内容を踏まえeラーニング等を活用した研修を実施した場合も加算の対象となることについては、例年の説明会において説明するなど、機会を捉えて明確化していきたいと考えている。

②保育所について

eラーニングの活用にあたっては、通知や平成30年度に実施した「保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について」において研究を実施し、お示しているところである。

オンライン研修受講者の不正防止の担保については、ZOOMやSkype等の機能により、本人履修の確認が可能である。むしろ、レポート提出による代替を認めることの方が不正防止を図ることが困難となるものと考えている。

また、他の自治体在住の保育士の研修受講に関しては、これまでの対面方式による研修においても同様のことがいえるものであり、これに比して過度な負担にはならないものと考えている。

## (3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について

## ① 幼稚園について

幼稚園における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等 加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式 について）」（令和元年 11 月 11 日付け内閣府・文部科学省事務連絡）で既にお示しているところであり、また加算に係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）」において明確にお示しているところである。なお、大学等が実施する幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習については、加算の取得の際に、職員の更新講習の修了証を園がまとめて提出すれば加算に係る研修として認められる仕組みとなっており、加算認定自治体が研修実施主体の認定や研修内容の確認を行う仕組みとはなっていないため、標準様式や判断基準を示す必要はないと考えている。

## ② 保育所について

園内研修における講義内容や講師の基準については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け 内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）」で示している通りである。また、御指摘の園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についての考え方等については、例えば研修実施自治体において、シラバスにおける事項毎に時間数を示すことにより、対応が可能であると思料する。

## (4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて

## ① 幼稚園について

各幼稚園教諭一人ひとりの研修受講状況については、個人情報取扱いの観点などから全国で情報共有することは難しいが、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。

幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修の実施主体の認定にあたっては、研修の各実施主体の実態を把握する必要があることから加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを取っており、国が研修の実施主体としての指定を行う仕組みとすることは考えていない。

## ② 保育所について

保育士のキャリアアップ研修における受講状況の確認については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年4月1日雇児保発 0401 第1号）によりお示している通り、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有しているとともに、加算認定自治体は申請を行う事業所等から、当該研修を受講した本人に手交された当該研修の修了証の写しを提出させ、他の自治体に照会せずとも、研修の修了を確認することができるため、特段、支障は生じないものと考えている。

また、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものとする。

また、キャリアアップ研修実施機関としての指定等については、都道府県は子ども・子育て支援法上、都道府県子ども子育て支援事業支援計画において地域の保育士等の確保や資質の向上のために講じる措置に関する事項の策定が求められていることから、国が指定を行うことは適当ではなく、都道府県が指定をすることが適当であるとする。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、厚生労働省 第2次回答

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。  
また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。

具体的な支障事例

平成 29 年 4 月 1 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容として各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされている。  
この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の実務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適切か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。  
また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育士以外の職種の職員が受講すべき内容を明確にすることで、問い合わせへの対応が容易になるとともに新たな研修分野を追加することにより当該職員の実務に即したスキルアップが図れる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成 29 年 4 月 1 日付け厚生労働省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、千葉市、新潟市、京都市、徳島県、指宿市

○提案内容同様、事務職員、調理員等の研修を追加する必要があると考える。

## 各府省からの第 1 次回答

保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とされたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者等をお示しているところである。御指摘の点について、どのような研修分野の新設を求めているのか明らかでないが、事務職員や調理員等が受講することを想定した研修分野(例えば、マネジメント分野や食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策)も創設しているため、新たな研修分野を設ける予定はない。御指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育の制度等が多岐にわたり複雑になる中で、保育士以外の職員についても、実務に即した専門性をどう高めるかが課題であり、加えて、専門性を高める中で、地位の向上や処遇の改善を図りたい旨の要望も聞いている。

処遇改善等加算Ⅱの「副主任保育士等に係る加算額(月額4万円)」を受けるためには、4分野以上の受講が要件とされる予定であるが、保育士以外の職員が、現在設定されている8分野から4分野を選択し受講することになれば、自身の職種とは直接的に関係しない分野を受講せざるを得ず、拘束時間に比して得られる専門知識が少なくなる状況にある。

保育士以外の職種向けの研修分野の新設については、例えば、事務職員向けには、会計経理、補助金や財務、労働法規など、適正な施設運営に資する分野が必要であると考えます。

また、調理員や栄養士向けには、現在、「食育・アレルギー対応」があるが、食育は保育の重要な要素であり、近年はアレルギー対応の必要な児童も増加していることから、「食育」と「アレルギー対応」を分割し、より専門性を高めることができる研修内容にしていく必要がある。

よって、専門性を高めるために必要な研修分野を新たに設けた上で、既設8分野と新設分野を含めて、保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示していただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

保育士以外の事務職員等がスキルアップのために受講すべき研修について整理の上周知することのことだが、周知する内容や時期について示していただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とされたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者等をお示しているところである。

御指摘の、保育士以外の職員に向けた研修分野の新設については、保育士等キャリアアップ研修は、保育現場の多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的職員等に対する研修内容や実施方法等を定めたものであり、保育士以外の職員も、直接的に業務に携わる専門分野だけでなく、保育所における保育の課題等に関する理解を深めることも重要と考えており、その理解を得る前に様々な分野を設けることは必ずしもキャリアアップ研修の本来の趣旨にはそぐわないため、新たな研修分野を設ける予定はない。御指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更

提案団体

須坂市、中野市、飯山市、茅野市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。

具体的な支障事例

国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。

保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。

(参考)須坂市における保育所等の入所児童数

1,277 人(H30)⇒1,309 人(R2)

※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む

【中野市】

令和元年度に待機児童が発生したが、民設民営の小規模保育事業所2施設を整備することで令和2年度は待機児童が解消された。

しかしながら、途中入所の希望も多く、保育室等の居室面積を緩和できると預かれる児童が増え待機児童の発生を抑制することができる。

【飯山市】

全体的に園児数は減少傾向であるものの、核家族化、共働き世帯の増、また平成27年度から入所年齢の引き下げ(1歳6か月→満1歳)等により3歳未満児の入所は増加している。

一方で、保育所施設については、建設年度が古いものが多く、3歳未満児の入所が少ない時代に建設されており、未満児室を中心に面積基準をクリアすることが困難になってきている。

また、出生数は減少傾向であり将来的な(継続的な)園児数の増加が不明確ななかで、多額の経費を要する増築等もなかなかできない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

少子化が進行する現代においては、児童数の減少により施設建設の住民理解を得ることが困難だが、居室面積の緩和では即時的に対応することができることから、将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を抑制することが可能となる。



## 根拠法令等

児童福祉法第 45 条第 2 項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、上田市、安曇野市、浜松市、大阪市、徳島県、西条市

○当市では、安全性確保を図ったうえで現行制度において、面積基準の緩和を行っているが、現時点で問題は発生していない。待機児童の解消に向けて自治体が独自に判断できる仕組みにするべきである。

○少子化が進む中で、共働き世帯の増加により、特に3歳未満児の保育の利用希望については増えている傾向がある。そのため、公私立保育関係施設いずれも、待機児童を解消するために多くの3歳未満児を受け入れる努力をしている。その中で、ほふく室の3.3㎡の面積基準を満たすことが難しく、部屋割り工夫して対応している等の事例があるため、緩和することでより多くの3歳未満児を受け入れられるという利点はあると考える。一方で、待機児童が発生していない当市における緩和の必要性や、また、緩和することで保育の質が低下しないかという点は考慮する必要がある。

○当市においても待機児童の解消には至っていない実情がある。

○老朽園舎が多く、建替えや大規模修繕の必要な施設が多い。待機児童なしを継続しているが、制度改正やニーズ変化などに対応できない可能性がある。

## 各府省からの第 1 次回答

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じ得る事項であり、質の確保を図るため「従うべき基準」として国が最低基準を定めるべきであり、地域の実情に応じて異なることができる「参酌すべき基準」には馴染まない。

その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。

厚生労働省としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「子育て安心プラン」に基づき小規模保育事業や家庭的保育事業等の多様な保育を含め、保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市でも保育ニーズ調査等に基づき、苦しい財政状況の中で「待機児童を発生させない」ことを最優先の課題として、全公立保育園の施設整備や幼稚園の認定こども園化の支援を行うなど、保育の受け皿整備に取り組んでまいりました。

既に全公立保育園で改修が完了しており、公立保育施設の施設整備に係る補助金が一般財源化され、未就学児童が急速に減少する中で市民の理解を得ることは容易ではなく、さらなる施設整備を進めることは困難です。また、小規模・家庭的保育事業の整備についても、今までも努力してきましたが、子どもの数が将来的に減少する中では、事業者は募集しても見つからず、今後も事業の実施は難しい状況です。

待機児童は少なければ良いのではなく、1人でも保育所に入所できないお子さんがいれば、その保護者及び子どもにとっては生活を左右する重要な問題です。待機児童が少数であっても待機児童を解消するための方策を早急に検討し、保育を提供する環境を整えることは児童福祉法第一条における児童の権利を保障することにつながるものと考えます。

国制度による幼児教育・保育の無償化の施行により、今後の保育ニーズを正確に見込むことは困難であり、近々に待機児童の発生が避けられない状況を即時的に解決するために、居室面積基準は全国一律の「従うべき基準」ではなく、「参酌すべき基準」とすべきと考えます。仮に、「参酌すべき基準」としても、保育室・ほふく室を廊下と一体的に利用することにより個々の居室の面積を補完する、あるいは、豊かな自然環境を生かした保育を展開するといった地方の創意工夫により保育の質の低下を防ぐことは十分に可能であると考えます。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪市】  
当市では、面積基準緩和を認めるにあたり、条例において、次の6つの要件を満たすこととしている。

①保育所における衛生的な環境の確保が図られていること  
 ②児童の清潔を保つために必要な配慮及び児童の健康状態の適切な管理が行われていること  
 ③児童が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること  
 ④設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該保育所における児童の安全の確保が十分に図られていること  
 ⑤整理整頓が常に行われることにより、児童の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること  
 ⑥保育所と保護者との間の信頼関係が確保されていること

以上のように、面積基準緩和を認めるに際しては、本市独自の要件を定めて、児童の安全・安心な環境の確保を図っており、面積基準緩和適用後は、認可定員の範囲内での保育の質について、指導・監査時に確認している。

これらにより、現時点では問題は発生していない。

以上から、待機児童解消に向けて、居室面積に係る基準について、安全性確保のための人材・スペース等の確保や安全観察等の義務付けを前提に、自治体が独自に判断できる仕組みにすべきと考える。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○保育ニーズの増加に対して施設の新設や増築による対応が困難な場合があることを踏まえ、保育所における保育室等の居室面積基準については「参酌すべき基準」とすべきではないか。

○提案団体は、居室を一定程度狭くした場合でも、独自の工夫により保育の質は確保できると主張しており、保育の質の確保に係る一定の取組を前提に、居室面積基準の緩和が可能ではないか。

○居室面積基準を「標準」とする大都市における特例を講じているが、特例を活用した地方公共団体において実際にこれまで問題が生じていないのであれば、大都市に限らず増大する保育ニーズに地方公共団体が対応できるよう、「従うべき基準」の見直しを検討すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、利用者が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するための、必要最低限の基準を定めるものである。

貴市のご提案においては、待機児童解消を目的として保育所の居室面積基準の緩和を求めているが、待機児童対策としての保育の受け皿の量的拡充は、保育の質の確保と両輪で進めていくべきものと考えており、引き続き、「子育て安心プラン」に基づき小規模保育事業や家庭的保育事業等の多様な保育を含め、保育の受け皿確保を進めていただきたい。

また、地域の創意工夫により保育の質の向上に努めることは重要と考えるが、保育所の居室面積については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結することから、全国一律の最低基準を設けるべきものであり、保育の質の「低下を防ぐ」ことを地域の創意工夫に委ねることは、この趣旨に反するものである。

なお、貴市のご提案においては、「保育室・ほふく室を廊下と一体的に利用することにより個々の居室の面積を補完する」ことで保育の質の低下を防ぐとのことであるが、廊下は通常、園児や保育士等が居室間を移動するための通路として使用するものであり、頻繁に人の往来が生じるため、そのような場所をほふく室などと一体的に利用することは、乳幼児の安全の観点から必ずしも望ましくない場合があると考えられ、保育の質の低下を防ぐ手段としては不相当と考える。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育士の就業状況等の届出の努力義務化

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。

- ・保育所等を離職した場合
- ・保育士の業に従事しなくなった場合
- ・資格取得後、直ちに就業しない場合
- ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合
- ・既に届け出た事項に変更が生じた場合

具体的な支障事例

当県では保育士・保育所支援センター(以下、「センター」という。)を県直営化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現況把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。

当県へ登録した保育士が 28,564 人(R1 年度末時点)いる一方で、センターへ登録した保育士は 661 人に留まり、相当数の保育士が潜在化している。

県内の保育士の有効求人倍率は H26 年度から上昇し、R1 年度末時点では2倍を上回り(2.09)、慢性的な保育士不足となっている。

センターでは、求人・求職のマッチング支援や、センターへの登録を呼びかけること等を目的に、次の取組みを実施しているが、改善がみられない。

- 1 県内市町村及び保育関係団体を通じて、保育所等に対し、離職者及び現役保育士の登録の呼びかけを実施。
- 2 マッチング機能強化を図るため、就業状況・居住地等に応じた最新情報を発信するための専用ポータルサイトを構築。
- 3 潜在保育士等を対象に、保育所等において、子どもの様子や実際の保育の業務を見学するとともに、現役保育士との交流を通じて保育のしごとへの理解と関心を深めるための見学会を開催。
- 4 センターの支援により就職した保育士を中心に、離職防止、職場定着を図るための研修のほか、保育士の離職に繋がる様々なトラブルや課題等への対応能力をケーススタディで習得する実践研修を開催。
- 5 進路選択を控えた保育士養成校の学生に対し、年齢の近い身近な先輩保育士(就職後3年程度)から、保育所等で働くことの魅力ややりがいについて情報を発信するセミナーを開催。
- 6 県内のショッピングセンター等において、マッチング支援を行う出張相談会を開催し、登録の呼びかけを実施。
- 7 潜在保育士等を対象に、県内の指定保育士養成施設や保育所等が一堂に会する「保育士になるための進学・就職総合フェア」を開催。
- 8 当県へ登録された保育士に対し、就業状況等アンケート調査を行うとともに、チラシによるセンターの周知を実施。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

潜在保育士の現況を把握し、センターを通じた就職や再就職に向けたきめ細かな支援により、効果的に保育人材確保対策を進めることができる。  
また、保育士からしても、センターに登録することで、復職のための現場見学会等の案内や、保育士としての経験が豊富な相談員による無料の職業紹介、就職準備金等の支援制度に関する情報提供などの様々な支援を受けることができる。

## 根拠法令等

児童福祉法第 18 条の 18、児童福祉法施行令第 16 条、第 17 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、茨城県、横浜市、川崎市、新潟市、大垣市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市、飛騨市、海津市、岐南町、川辺町、京都市、大阪府、茨木市、香芝市、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮城県、宮崎市

○保育士資格を取得した場合、県に登録申請を行うが氏名、住所、就業状態の把握ができず、復職支援が効果的に行えない。全保育士にアンケートを実施した際、登録時と住所が異なるため約 2 割が返戻となった。  
○資格取得時に登録した保育士（本自治体では約 15 万人）の登録後の就労状況、都内在住か否かも把握が困難のため、潜在保育士への効率的なアプローチが困難な状況である。  
○本市では、県および県内他市と共同で保育士・保育所支援センターを運営しているが、提案団体同様、県内で保育士登録をしている人数に比べ、センターへの登録数が少ない状況にある。このため、潜在化している保育士の実態把握が困難であり、センターで実施している保育人材の確保に向けた取り組みや求職者に対する就職支援策等が効果的に潜在保育士に届いていないと感じている。慢性的な保育士不足解消には、潜在保育士への積極的なアプローチが必要である。また、看護師、介護福祉士についても既に同様の届出制度を実施している。  
○保育士確保のため、保育士業務に従事していない有資格者に対して、補助制度やイベント等の周知を図りたいものの、有資格者の就業状況を把握しているところがないため、効果的・効率的な情報提供をすることが出来ない。  
○本市においても保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士等の求職者と保育園等の双方のニーズを踏まえた勤務条件の調整やあっせん、潜在保育士向けの研修等を実施している。保育士不足が懸念されるなか、潜在保育士の掘り起こしは有効と考えているが、現況把握ができていないことから、事業の周知などの働きかけが十分にできない状況にある。  
○本市においても保育士人材の確保に向けた取り組みを進めているが、本提案の実現によって、県と協力した効果的な対策を行うことができる。  
○本市においても保育所の保育士確保に苦慮している状況であり、潜在保育士等が保育所等へ就職できるような状況改善を望む。  
○保育士の就業状況等の届出の法制化を求める。

## 各府省からの第 1 次回答

離職時の情報の届出に努力義務をかけることについては、子ども・子育て会議において、「法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである」との提言（「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議））を受けており、具体的にどのような場合に届出を求めるかということを含め、必要な検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護福祉士については、平成 29 年 4 月 1 日から就業状況等の届出の努力義務化が導入され、すでに運用されている。  
一方、保育士の現況を把握するためには、都道府県等が独自に設置する保育士・保育所支援センターへの任意による登録や、保育士登録時の情報に基づいた独自のアンケート調査等を行うしか方法がない状況である。

しかし、実際に当県でアンケート調査を実施したところ、16.3%の保育士について、結婚等による居住地の変更によりアンケート票が返送され所在不明であった。適時適確に保育士の現況を把握し続けるためには、このような調査を随時行う必要があるが、費用対効果等の面で非常に非効率な状況となっている。

保育士の安定的かつ継続的な確保のためには、介護福祉士と同様に、離職した場合や資格取得後、直ちに就業しない場合など、就業状況等の届出の努力義務化が必要であるため、早期の検討と必要な措置の実施をお願いしたい。

**【参考】**

- ・児童福祉法上、保育士の資格取得後の登録は都道府県の事務とされており、現在、全都道府県が社会福祉法人日本保育協会（保育士登録事務処理センター）に委託している。
- ・介護福祉士の登録制度と同様に、「保育士登録の指定登録機関の一元化」が実現し、当協会が就業状況等の届出の指定登録機関の指定を受けたとしても、事務的な混乱は発生しないと考える。
- ・なお、本提案の実現による当協会の事務負担増については、当協会への各都道府県の委託内容の追加により各都道府県の委託費の多少の増加が想定されるものの、既存の保育士登録事務と親和性の高い事務が追加されるのみであるため、当協会においても容易に対応できるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【茨木市】**

前向きに検討をお願いしたい。

**【大阪府】**

当県では保育人材不足が待機児童発生の一因であり、保育人材確保は喫緊の課題である。しかしながら、潜在保育士の把握の困難さから効率的な保育人材確保施策を行うことが難しい。本提案の実現により、潜在保育士の把握が容易になり効果的・効率的な保育人材確保施策を行うことが可能となるため、早期の届出義務化を求める。

地方六団体からの意見

**【全国町村会】**

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 保育士の確保が全国的に喫緊の課題であることから、看護師や介護福祉士における取組も参考にしながら、積極的に検討すべきではないか。
- 保育士・保育所支援センターの実態や検討状況について、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。

各府省からの第2次回答

ご意見を踏まえ、引き続き、必要な検討を行ってまいります。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省、国土交通省 第2次回答

管理番号

123

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

有料道路における障害者割引制度の是正

提案団体

特別区長会、大村市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

有料道路における障害者割引制度の是正

具体的な支障事例

JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。

また、福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現在、全国の福祉事務所等有料道路の割引制度の手続を行っているが、当該業務は、本来は有料道路の管理運営を行う各社において実施すべき業務を、福祉事務所等が代行手続きしているものである。手続きは、郵送や電子申請でも可能であり、また、福祉事務所等の職員の手を通さずに手続きすることで、より迅速かつ効率的な制度の運用が可能になると考えられる。JRなどの公共交通機関が、それぞれの窓口等で受け付けているのに、有料道路だけは福祉事務所を通さないと制度が利用できないことは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における障害者に対する合理的配慮を欠くことにつながりかねない。

根拠法令等

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付け発1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、郡山市、須賀川市、船橋市、神奈川県、川崎市、上越市、上田市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、兵庫県、防府市、長崎市、熊本市

○提案市の意見の通り各社で対応手法について検討いただくことでより効率的な制度の運用に繋がることも考えられる。また、市民及び市町村の事務負担軽減につながることから、提案市の意見に賛同する。

○申請者は市役所福祉課で申請後、有料道路割引宛へ送る証明書を自分で郵送することになっている。その後、有料道路割引登録係で登録するのに2週間程かかるため、手間と時間がかかる。また、制度改正等がある度に福祉課のシステム改修をしたり、マニュアルを作成したりしなければいけないため、福祉課職員の負担にもなっている。よって他の公共交通機関のように独自でサービスを提供していただきたい。

○本支障事例が障害者に対する合理的配慮に欠くこととなるかはわからないが、現行の車両1台を事前に登録する方法ではなく、障害者が運転(1種の場合は同乗含む)し、都度、料金所での身体障害者手帳提示あるいはETCカード情報を事前登録といった方法で割引可能となるのであれば、当事者の利便性は向上すると思われる。

○当市においては年間約2,000件の申請がある。申請者にとって、少なくとも2,3年に一度は市役所に来て手続きが必要であり、その手続きも複雑であるため負担が大きい。市職員にとっても窓口業務の多くを占めているだけでなく、責任が重い業務である一方で市民の要望に応えることのできない制度のため、精神的負担も大きい。

○割引対象自動車が障害者1人につき1台に限定されているが、カーシェアやリース等で所有者が本人や家族で無い場合が増えている。また、介護者が運転する場合、複数の介護者の協力を得て移動する場合もあり、車両を限定した従来の割引制度が現在の社会状況とかけ離れてきている。さらに、区役所・支所での証明事務に多大な時間を要し、人件費等で自治体に大きな負担が生じている。

○当市においても、有料道路障害者割引に係る窓口での申請が、毎月約150件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

福祉事務所としては、障害者手帳の交付をもって対象者が障害を有することは既に証明しており、当該障害者が利用する自動車やETCカードの名義等の確認及び証明事務は、本来は福祉事務所の事務ではなく、割引制度の実施主体である各有料道路会社が実施すべきである。また、福祉事務所を経由することで障害者にとっても手続き負担が増大している。そのため、福祉事務所による証明事務を廃止することで、有料道路障害者割引に係って福祉事務所を経由する事務を全廃し、福祉事務所の事務負担を軽減するとともに、障害者の手続き軽減による市民サービス向上を図るべきである。なお、福祉事務所証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないとする。また、現行の約2年ごとの更新制度は、申請者側、福祉事務所側双方にとって負担であるため、更新制度のあり方を含めた制度の見直しも必要ではないかと考える。

○福祉事務所等で手続を行う際、障がい者自身の体調等によっては手続に大きな負担がかかるという訴えがある。また、平日の開庁時間では、仕事等により来庁しての申請が難しいという相談もある。福祉事務所等の職員の手を通さずに手続することで、障がい者自身の負担を軽減でき、また多様な生活にも対応できるようになると思われる。

○他の交通事業者が行う割引制度と異なり、道路会社の当該業務だけを存続していることについては、手続きの迅速性や効率性に欠け、また障害者にも負担が生じている。あわせて、民営会社の業務を福祉事務所等が事務の一部を担う合理的理由にも乏しい。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○有料道路の割引申請が窓口の混雑につながっているが、福祉事務所を通さずとも手続きは可能と思われる。申請書の記入誤りの確認など、福祉事務所を通して申請者に確認しているが、割引主体から直接確認を行う方が、簡素かつ迅速な事務が可能と思われる。

○現行の市町村証明事務では、市町村は割引制度が利用できる名義かどうかの証明を行っているが、実際に証明している内容は、各種手帳及び車検証等の書類で確認しているものがほとんどであり、そのためだけに市町村での申請が必要となっている現行の制度は、障がい者にとって不便を強いているものであると言える。見直しによって、事務の効率化及び適正化が図られる。

## 各府省からの第1次回答

### 【厚生労働省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。

障害者に対する有料道路通行料金の割引制度成立当初から現在に至るまで、市区町村等において証明事務を行っているところであり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、高速道路会社の事務所に赴く必要があるほか、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者

の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。

**【国土交通省】**

有料道路における障害者割引制度は通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村等に行っているところであり、この登録手続等を有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者が障害者の方の生存や障害の程度等の個人情報保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは困難と考えられる。

また、仮に、市区町村等が有料道路事業者に対して、個々の障害者の方の個人情報を提供することとした場合には、市区町村等により提供された個人情報を有料道路事業者にて適正に管理・運用するための仕組みの構築及び有料道路事業者において登録手続を行うために必要な人員確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念されるため、地方公共団体が担っていた事務を有料道路事業者が引継ぐことは困難と考えられる。

さらに、有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続きを実施している市区町村の福祉事務所などで手続きを実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われる。なお、提案団体からは、郵送による手続きについても提案されており、仮に郵送による手続きを可とした場合でも上記の課題が存することには変わりはないと考えられるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、有料道路の障害者割引に係る市区町村の証明事務の是正である。

この証明事務は法的な根拠規定が無く、加えて、私人間の債権に関する割引のために行っている事務であるため、福祉事務所等が証明しなければならない事務ではない。

そのため、福祉事務所等による証明事務を廃止し、有料道路会社による証明事務が継続となっても、申請時に、「障害者手帳と車検証と免許証の写し」を送付させることによって、制度趣旨を逸脱することなく適切な運用を確保できると考える。

これにより、割引対象者である障害者にとって、福祉事務所等へ来所するための移動が無くなり負担が軽減されるとともに、手続きも簡素化され利便性も向上する。併せて、福祉事務所等の窓口の混雑緩和等にもつながる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行への対応として、有料道路会社がETC利用者へ割引有効期限を延長したことを令和2年5月に周知した際、福祉事務所等に頼ることなく実施できた事実は、長きにわたり割引事務を実施してきたことに伴い、利用者の住所、氏名、生年月日、自動車登録番号等の個人情報を蓄積していることを容易に想像させる。

今後の証明事務については、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直し」(令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知)に鑑み、有料道路会社のWEBサイト等を活用し、オンライン手続きを可能とさせる方が、休日閉庁している福祉事務所等を経由するより、はるかに障害者の方の利便性に資する。さらに、昨今の「新型コロナウイルス感染症の流行」を考慮すると非対面型の申請方法で受け付けるべきと考える。

以上、有料道路における障害者割引について、福祉事務所等の証明事務を廃止としたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【船橋市】**

制度の適正な利用は、自治体の窓口で手続きを行うことにより確保されるものではないと考える。また、新しい生活様式に基づき、窓口に来所することなく手続きを行うことができるよう手続き事務の変更についてご検討いただく必要があると考えられ、さらに、障害者手帳のカード化により、記載スペースが縮小し、現実的に現行のやり方を継続することが難しくなるものと考えられる。

したがって、制度の取扱いそのものを検討する時期に来ているとも考えられることから、有料道路事業者が直接割引制度申請の受付を行えるよう簡素な仕組みとすることと合わせて、再度ご検討いただきたい。

**【茨木市】**

各種交通機関の割引については、鉄道、バス、タクシー、船舶及び航空機について、特に自治体窓口での手続き等は無く、障害者手帳を各事業者が確認することにより割引を実施する手法を各事業者がそれぞれ確立しているにもかかわらず、有料道路のみ、自治体窓口での手続きを必要としていることは疑問であり、こうした制度のあり方自体が、利用者の利便性を損なっていると言える。



また、自治体としては障害者手帳を発行することをもって、当該利用者が障害者であることを証明しており、有料道路割引のために別途証明事務を行うことは事務の重複である。有料道路の適正な利用の確保は事業者側の責任であり、障害者手帳の発行により当該利用者が障害者であることを証明したことをもって、自治体は責任を果たしていると言える。

さらに、本制度については、従来障害者手帳に割引スタンプを押印していたところを、障害者手帳カード化を踏まえて割引シールを貼り付ける手法へと変更されたが、いずれにしても障害者に自治体窓口に向いての手続きを強いていることに変わりはなく、政府として行政のデジタル化を謳い、また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた新しい生活様式への移行が求められている中で、自治体窓口での手続きを前提とした現行制度を継続させることが妥当であるのかは十分検討する必要があると考える。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。

##### 【全国市長会】

関係府省からの見解(一次回答)において、事業者が障害の程度等の個人情報を持していないこと等を理由に対応困難としているが、障害者手帳の写しを添付させるなどすれば対応可能なはずであるとする意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○法令に基づかない事務の実施について、通知を发出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT技術の活用等も含め、検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【厚生労働省】

一次回答のとおり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。一方で、事務負担の軽減は重要であるため、国土交通省における事務負担の軽減に係る検討について、引き続き連携を図ってまいりたい。

##### 【国土交通省】

一次回答のとおり、有料道路事業者が市区町村に代わって事務を行うことについては、障害者情報の確認ができないことや、人員確保等の新たな負担が生ずるなどの課題があるが、障害者の利便を損なうことのないよう、有料道路事業者等の意見も踏まえ、障害者割引の更新手続の頻度減少等、事務負担の軽減について検討してまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

NHK 放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化

具体的な支障事例

NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。

①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。

②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会の依頼文を受けて、初めて直接申請が認められた。

しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があるため、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。

※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK 受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書(住民票、市町村税課税証明書)を取得のうえ、郵送による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。

なお、対象者(申請者)の負担増とならないように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上越市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市

○毎年の現況確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者（申請者）からマイナンバーの提供を受けることで、申請や現況確認についても直接確認していただければ、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者（申請者）の負担軽減にもつながると思われる。

○当市においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認等を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度等の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新における資格確認についてNHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。

○当市においては年間約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であると混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながると考えるため制度改正を求める。

○世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数：274件（全免・半免合計数）。本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。

○マイナンバーカードを活用することによる対象者（申請者）への負担軽減が図れるようお願いしたい。

○NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も残した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思われまます。

○社会福祉課の窓口で証明書を取得するために対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を確認する作業に多大な時間を費やしている。

○区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人件費等で大きな負担が生じている。

なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確な調査が行えない場合があり、その結果誤った継続可否情報がNHKから対象者へ通知されることがあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。

○当市においても、NHK放送受信料減免に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。

また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われており、本市でも毎年約2,000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。

そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。

なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住するもの全員を同じ世帯とみなすとされているところ、この取り扱いが事務処理上確認が煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考えます。

加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないかと考える。

○当該手続きにおいて、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。

○当市では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。

しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。

○現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせても市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受ける等、その後の対応も含め精神的負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。

## 各府省からの第1次回答

受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答にもあるとおり、本提案の新規申請時の証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担に係る申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があること、及び、今後、免除制度を適切に運用するためには、障がい者団体の声も伺いながら慎重に検討する必要があることは承知している。

一方で、法令上の根拠がない市町村による当該証明事務については、見直しが必要であると考えます。

今後、骨太の方針2020で示されたデジタル・ガバメントの構築における行政手続きのオンライン化や、国が推進するマイナンバーカードの普及などにより、近隣のコンビニ等で各種拳証資料を取得できる自治体が増えていく(増やす必要がある)中で、申請者である障害者の方の負担軽減にも繋がっていくと考える。

については、まずは、NHKへの郵送による申請制度の整備等申請手続きの簡素化につき検討を進めていただくとともに、これと併せて申請者による各種拳証資料の交付に係る経済的な負担軽減のため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【小田原市】

障がい福祉に係る広範な業務を担う市町村等の業務負担は年々重くなっている現状を踏まえ、早急に検討を行っていただきたい。

本提案事項の実現について、困難若しくは長期の時間を要するならば、それまでの間、日本放送協会に対し、本業務に係る人件費等に係る応分の費用負担を可能とするよう、制度を改正していただきたい。

## 【千葉市】

NHKからの依頼を受け、税情報や障害情報を提供しているのは、本来の自治体の業務ではなく、負担となっている。

NHKが自ら契約者のマイナンバーを取得し、市町村を通さず一括で調査をするといった方法であれば、障害者、市町村、NHKの三者にとって負担の軽減となるのではないかと。障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とのことだが、今後このような制度を貴省、NHK、自治体、障害者団体等で協議する場を早急につけていただきたい。また、すでに障害者団体に意見を聞いているのであれば、各自治体にも結果を提示いただきたい。

まだ、意見を聞いていないのあれば、その理由についてご教示いただきたい。

## 【茨木市】

本来、自治体としては障害者手帳の発行をもって当該申請者が障害者であることを証明しており、障害状況に係る証明書を別途発行することは事務の重複である。また、本制度においては、市町村民税の確認も必要となり、各自治体福祉部局は、市町村民税関係部局との連携に努めることとされているが、NHK側は減免に係る「世帯」の扱いとして、住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住する者全員を同じ世帯とみなすという独自の取扱いを行っており、各種福祉制度とは異なる取扱いであることから、NHKの制度に合わせて確認事務を行う必要が生じており、大きな事務負担となっている。

このように自治体に事務負担を強いている制度を、厚生労働省通知による依頼により各自治体において継続することは疑問であり、制度の改善が必要であると考えます。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。

## 【全国市長会】

NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市

自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解（一次回答）において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○法令に基づかない事務の実施について、通知を発出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT 技術の活用等も含め、検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。

各府省からの第2次回答

本提案における証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があるため、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、現在、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討を進めている。

郵送をはじめとする対面によらない申請方法の導入や存否調査の頻度について、申請者の方々及び自治体の負担軽減に資する手続の実現の観点から、引続き検討してまいりたい。

## 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、法務省、厚生労働省 第2次回答

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと

## 提案団体

福島県

## 制度の所管・関係府省

- ①内閣府
- ②厚生労働省
- ③④内閣府
- ⑤⑥⑦厚生労働省
- ⑧法務省

## 求める措置の具体的内容

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。

また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。

## 具体的な支障事例

関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。

また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定等の作業が必要なものみに収斂(しゅうれん)されることによる自治体の負担軽減。

限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。

## 根拠法令等

<義務>

- ①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)
- ②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)

<努力義務・できる規定>

- ③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)
- ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)
- ⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

## ⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市

○自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付円滑化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも強く求められる。

○関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。

計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。

当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続制度の簡素化、選択化も必要である。

限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。

○現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料1(P19~P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている(下記 URL 参照)。

[http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee\\_pt/research/chihou\\_bunken\\_kaikaku\\_suishin\\_kenkyuu\\_kai/1582611970871.html](http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/research/chihou_bunken_kaikaku_suishin_kenkyuu_kai/1582611970871.html)

これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体(特に小規模な市町村)にとっては対応が困難な場合がある。

地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。

## 各府省からの第1次回答

## 【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直しをいただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。

なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。

③「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。

また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっているということは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく同大綱を勘案しながら、適切な時期に見直しをいただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

なお、同計画について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。

④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)

を勧告し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。

また、同法律の改正法の公布時(令和元年6月19日)に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を発出している。

#### 【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)とされており、財政措置の要件等とされているものではない。

また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

#### 【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について

障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができることとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているもの。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。

他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。

なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することになってしまう。

以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。

⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。

以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1210第4号令和元年12月10日)をはじめ、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。

⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。

⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

平成28年改正児童福祉法において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。



## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①DV対策基本計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、法定義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を努力義務とする規定の見直しを求める。その上で、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

②障害児福祉計画への回答に対して、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。たとえば、関係者の協議会において一定項目についての福祉サービスの需給見込みを記した文書を承認すればよい、と定めるなど。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。

行政需要を見込むための計画には、ほかに子ども子育て支援法第62条の「子ども・子育て支援事業支援計画」などがあり、今後もこの種の行政需要を見込むための計画が一方的に増えることがないように願いたい。

③子ども若者計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、これに膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

④子どもの貧困対策計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

⑤都道府県行動計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。

他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要がある、その内一つが改正されれば全体を改定する必要性が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。

また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされたい。

⑥自立促進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている法定努力義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑦社会的養育推進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育

成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を増やさない方策を求める。例えば、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。

⑧再犯防止推進計画への回答に対して、本計画は、特別な財政措置もなく計画策定の努力義務を課すもので、財政措置の前提として計画策定を求めるものより実質的な負担は大きい。自治体の自主的な判断を妨げないとしても、法務省、保護司団体、議員等から継続的に様々な働き掛けがあって、実質的に義務になっている。計画に盛り込むべき政策は、就労・住居支援、薬物依存対策、高齢者・障害者支援、青少年健全育成など、すでに行政計画を策定して推進している政策であり、対象者である「犯罪をした者等」を判別や区別できない状況では、行政計画は屋上屋の感が否めない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。

また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画の策定等に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないか。

○地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。

○計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画をはじめとする既存の計画や会議の集約結果等を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなど、計画策定に係る地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。

○計画の改定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねられていることを改めて明確に示すべきではないか。

○複数の法定計画を地方公共団体において一体的に策定することも許容されているとのことだが、地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。国において、法定計画の統合、大綱等の改定期期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか(③、④、⑤、⑥に基づく計画)。

○第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか(①、③、④に基づく計画)。

#### 各府省からの第2次回答

##### 【内閣府】

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線で施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。

基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的に

広報啓発等から、個別のケースに対応して行われる一時保護等、広範多岐にわたるものであり、また、こうした施策を総合的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に関連させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとされており、義務付けの存置を許容するものと整理されているが、現在もその状況は変わらない。

一方で、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能(既に多くの都道府県で実施済み)であり、計画期間(有無を含め)や計画改訂等の時期は、都道府県の裁量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととしたい。また、どの範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量が認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えている。

基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

### ③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)

法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方分権の趣旨から、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。

計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案したものであれば、法律等に基づく計画とみなすことも可能である。このことについては、これまでも各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきており、今後も適切に回答してまいりたい。それに加え、今後都道府県との連絡会議等での周知などを検討していきたい。そのうえで、計画の策定・改定等に当たっては、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案しながら、当該自治体の判断の下で、適切な時期に行っていただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。

公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資する」ためにも、住民を始めとした外部の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子供・若者育成支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

### ④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)

「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に係る施策を策定・実施する責務を有することを規定し、同法第9条において、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を勘案して計画を定めるよう努めることとされている。一方、地域における子どもの貧困対策の推進に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。

計画策定に係る地方公共団体の事務負担の軽減方策については、既に同法の議員立法による改正法の公布時(令和元年6月19日)に、各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実態調査に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実態調査を行う場合の参考となるよう、本年3月、実態調査の共通調査項目案を作成・公表している。これらの事務負担の軽減方策については、これまでも機会を捉えて地方公共団体に対して周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。

計画策定のタイミングや期間については法定されておらず、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能である。前述のとおり、計画については、大綱を勘案して、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて同計画を策定していただくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にその旨を説明してまいりたい。

計画の公表の義務付けについては、子どもの貧困の実態が見えにくく捉えづらいため支援が届きにくいことを踏まえ、住民を始めとした外部の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子どもの貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の主張の契機及び機会の担保の観点からも重要であると考え。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表をしていただきたいと考えている。

#### 【法務省】

⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省においては、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の配布、再犯防止施策の動向や他の地方公共団体における取組状況等に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定を検討中の地方公共団体に対する支援を行っているところ、これらは、地方公共団体による計画策定の検討に資する材料を提供することなどを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。

また、地方再犯防止推進計画を他の計画と一体的に策定することは可能であり、現にそうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」においてもその旨明示しているところである。

法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る規定は努力義務規定であって地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないこと及び他の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知するとともに、引き続き、再犯防止の取組を進めるに当たって必要な情報の提供など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を行ってまいりたい。

#### 【厚生労働省】

②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものであり、

- ・障害者総合支援法の基本理念を達成するため、どの地域においても必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの
  - ・障害福祉サービス等の必要な見込量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる、いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの
- となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。

また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害福祉計画の策定及び障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところ。

ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。

計画を作成するに当たっては、

- ・国の定める指針において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること
- ・障害者総合支援法第89条第7項及び児童福祉法第33条の22第6項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設置している場合、当該協議会の意見を聴くよう努めること
- ・障害者総合支援法第89条第8項及び児童福祉法第33条の22第7項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議等することとされている障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならないこととされているところ。

この点、提案団体の見解において「関係者の協議会」の活用について触れているが、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていただくことにより、効率化を行うことが可能である。

具体的には、国の定める基本指針において、障害福祉計画等作成委員会として障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を活用できる旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第36条第1項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。

また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項(例えば、

必要な障害福祉サービス等の見込み量の確保方策)があり、その事項については各自治体の実情に応じて記載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。

なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び県庁内の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。

#### ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)

一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画(以下「行動計画」という。)の策定については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)(以下「支援法」という。)の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」になり策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)と一体のものとして策定して差し支えない、また計画の策定手続きについても、一体的に処理して差し支えないとしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的の類似性に着目しており、両者を一体的なものとするれば計画期間の問題も生じないため、国としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。

なお、行動計画の期間が5年となっていることについては、ご提案も踏まえ、柔軟な取扱いが可能である旨、周知を行うこととしたい。

#### ⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)

第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望まれている。もとより当該規定を法律に盛り込んだ平成14年の法改正当時から、法律上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を着実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が近接する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。

#### ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)

(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にすることが望まれている。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法令上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育を着実に推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。

なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等に対し計画の策定に当たっての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、国として支援策を講じてきているところ。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう国として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。